

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）定款第8条に定める会費について必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員の年会費は、5千円とする。

第3条 賛助会員の年会費は、2万円とする。

第4条 名誉会員は会費を納めることを要しない。

(会費の使途)

第5条 毎事業年度の会費のうち、50%未満を管理費に使用するものとする。

(会費の納入)

第6条 会費の納入は、年1回とし、毎年4月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費の納付方法は、本会が指定する金融機関への振り込み、もしくは口座引き落としとする。なお、その際の手数料は納入者の負担とする。

(規程の改廃等)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(細則)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。